

入 札 説 明 書

令和８年８月２４日千葉市公告６６７号により公告した千葉市斎場雨水排水ポンプ外修繕の入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

１ 制限付一般競争入札に付する事項

- (１) 修 繕 名 千葉市斎場雨水排水ポンプ外修繕
- (２) 修繕概要 仕様書のとおり
- (３) 修繕期間 契約締結日の翌日～令和９年３月２５日
- (４) 修繕場所 千葉市緑区平山町１７６２番地２ 千葉市斎場

２ 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (１) 令和８・９年度千葉市建設工事入札参加資格名簿に登載されており、所在地区分が市内かつ業種が管工事に該当する者。
- (２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を滞納しているもの
 - ク 千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員等又は暴力団関係者

３ 質問書の提出

- (１) 提出期間 公告日から令和８年９月４日（金）午後４時００分まで
- (２) 提出方法 電子メール（後記７契約事務担当課宛て）
- (３) 質問回答 令和８年９月１１日（金）午後５時００分までに申請者に電子メールで回答書を送付する。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告日から令和8年9月4日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分まで）

(2) 次に掲げるア及びイを提出すること

ア 入札参加資格確認申請書【様式1】

イ その他必要な書類

（ア）履行実績を証明する書類

過去2年の間に、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことを証する契約書及び仕様書の写し

(3) 提出場所

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

(4) 提出方法

持参又は郵送

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和8年9月4日（金）午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認通知

令和8年9月11日（金）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を電子メールで通知する（原本は後日郵送する）。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年9月16日（水）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所L会議室401（高層棟4階）

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

(3) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）及び（2）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記7の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端

数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札参加資格確認結果通知書(写し)

イ 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

(6) 入札保証金

要。(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項に該当する場合は、免除とする。)

(7) 最低制限価格

予定価格の消費税及び地方消費税を除いた額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切上)

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条に該当する入札

6 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前金払無、完了検査合格後一括払い。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話 043-245-5213

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp